



2024年12月30日

各位

会社名 株式会社フレアス
代表者名 代表取締役社長 CEO 澤登 拓
(コード番号：7062 東証グロース)
問合せ先 執行役員財務経理部長 関根 真一郎
(TEL. 03-6632-9210)

第三者割当による第7回新株予約権（行使価額修正条項及び行使停止条項付）の 発行価額の払込完了に関するお知らせ

当社は、2024年12月13日開催の当社取締役会において決議いたしました、EVO FUNDを割当先とする第7回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の発行に関しまして、本日、発行価額の総額（325,000円）の払込みが完了したことを確認いたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。

なお、本新株予約権の発行に関する詳細につきましては、2024年12月13日公表の「第三者割当による第7回新株予約権（行使価額修正条項及び行使停止条項付）の発行及び新株予約権の買取契約の締結に関するお知らせ」をご参照ください。

1. 本新株予約権の発行の概要

(1) 割 当 日	2024年12月30日
(2) 発行新株予約権数	2,500個
(3) 発行価額	総額325,000円（本新株予約権1個当たり130円）
(4) 当該発行による 潜在株式数	250,000株（本新株予約権1個当たり当社普通株式100株） 上限行使価額はありませぬ。 下限行使価額は562円としますが、下限行使価額においても、 潜在株式数は250,000株であります。
(5) 調達資金の額	281,325,000円（注）
(6) 行使価額及び 行使価額の修正条件	当初行使価額は、1,124円とします。 本新株予約権の行使価額は、2025年1月6日に初回の修正が なされ、以後3取引日（以下「価格算定期間」といいます。） が経過する毎に修正が行われます（以下、かかる修正が行わ れる日を、個別に又は総称して「修正日」といいます。）。 かかる行使価額の修正が行われる場合、行使価額は、修正日 に、当該修正日の直前取引日において株式会社東京証券取引 所（以下「取引所」といいます。）が発表する当社普通株式 の普通取引の終値（終値が存在しない場合、その直前取引日 の終値）の100%に相当する金額の1円未満の端数を切り上 げた金額（以下「修正後行使価額」といいます。）に修正さ れます。但し、かかる算出の結果、修正後行使価額が下限行 使価額を下回る場合には、修正後行使価額は下限行使価額と します。なお、当該価値算定期間のいずれの取引日にも終値 が存在しなかった場合には、行使価額の修正は行いません。 また、いずれかの価値算定期間内に本新株予約権の発行要項

	第 11 項の規定に基づく調整の原因となる事由が発生した場合には、当該価格算定期間の各取引日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値及び下限行使価額は当該事由を勘案して合理的に調整されます。
(7) 募集又は割当方法	第三者割当の方法により、全ての本新株予約権を EVO FUND に割り当てます。
(8) 割 当 予 定 先	EVO FUND
(9) 権 利 行 使 期 間	2025 年 1 月 6 日（当日を含みます。）から 2028 年 1 月 5 日まで
(10) そ の 他	当社は、EVO FUND との間で、金融商品取引法に基づく有価証券届出書による届出の効力発生後に、①当社は、割当予定先が本新株予約権の全部又は一部を行使することができない期間を何度でも指定することができること、②EVO FUND が、本新株予約権を譲渡する場合には、当社取締役会の決議による当社の事前の書面による承認を要すること等を規定する買取契約を締結しております。

(注) 調達資金の額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額を合算した額です。行使価額が修正又は調整された場合には、資金調達の額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合には、調達資金の額は変動します。加えて、上記調達資金の額の計算に際して用いられている本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権が全て当初行使価額で行使されたと仮定した場合の金額であり、実際の調達金額は本新株予約権の行使時における市場環境により変化する可能性があります。

以 上